

[第 1 編 総則]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改正案	現 行
1-10	第 2 章 防災関係機関の役割分担	第 2 章 防災関係機関の役割分担
1-10	第 1 節 川越市防災会議	第 1 節 川越市防災会議
1-11	第 2 所掌事務 (1) 川越市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (略)	第 2 所掌事務 (1) 川越市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。 (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (略)
1-14	第 2 節 防災関係機関の業務の大綱 第 3 県の機関 (略)	第 2 節 防災関係機関の業務の大綱 第 3 県の機関 (略)
1-15	【入間東福祉保健総合センター】 (1) 細菌及び水質検査に関すること。 (略)	【入間東福祉保健総合センター】 (1) 細菌及び水質検査に関すること。 (略)
1-16	第 5 指定地方行政機関 (略) 【関東農政局企画調整室】 (1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パン及び乾燥米飯を確保、供給すること。 (略)	第 5 指定地方行政機関 (略) 【関東農政局消費・安全部地域第二課】 (1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パン及び乾燥米飯を確保、供給すること。 (略)

[第 2 編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改正案	現 行
2-15 2-16 2-25 2-25	<p>第 2 章 震災予防計画 第 1 節 震災に強い都市環境の整備 第 2 都市施設の安全対策 2. 1 建築物の耐震化</p>	<p>第 2 章 震災予防計画 第 1 節 震災に強い都市環境の整備 第 2 都市施設の安全対策 2. 1 建築物の耐震化</p>
	<p style="text-align: right;">【関係各課】</p> <p>平成 17 年 11 月に、耐震診断・改修の促進等を目的とした「耐震改修促進法」が改正され、平成 18 年 1 月 26 日に施行された。埼玉県においても、平成 19 年 3 月「埼玉県建築物耐震改修促進計画」が策定された。</p> <p>本市では新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)前に建てられた建築物が多いため、「川越市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">【関係各課】</p> <p>平成 17 年 11 月に、耐震診断・改修の促進等を目的とした「耐震改修促進法」が改正され、平成 18 年 1 月 26 日に施行された。埼玉県においても、平成 19 年 3 月「埼玉県建築物耐震改修促進計画」が策定された。</p> <p>本市では新耐震基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)前に建てられた建築物が多いため、「川越市建築物耐震改修促進計画(策定中)」を策定し、建築物の耐震化の促進に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
2-26	<p>(1) 公共建築物の耐震化 (略)</p> <p>①旧耐震基準により建築された公共建築物 本市所有の建築物については、震災時に防災拠点や避難所等として利用されるなど、多くの建築物が防災上重要な施設として利用される。大規模地震が発生した場合においても、施設の機能が維持できるように、計画的な耐震診断の実施や耐震化に努めるものとする。</p> <p>なお、防災活動の拠点となる施設、災害時要援護者が利用する施設及び耐震改修促進法第 6 条に規定された特定建築物については、「川越市建築物耐震改修促進計画」において、具体的な目標等を定めた上で優先的に耐震化を促進する。</p> <p>(略)</p>	<p>(1) 公共建築物の耐震化 (略)</p> <p>①旧耐震基準により建築された公共建築物 本市所有の建築物については、震災時に防災拠点や避難所等として利用されるなど、多くの建築物が防災上重要な施設として利用される。大規模地震が発生した場合においても、施設の機能が維持できるように、計画的な耐震診断の実施や耐震化に努めるものとする。</p> <p>なお、防災活動の拠点となる施設、災害時要援護者が利用する施設及び耐震改修促進法第 6 条に規定された特定建築物については、「川越市建築物耐震改修促進計画(策定中)」において、具体的な目標等を定めた上で優先的に耐震化を促進する。</p> <p>(略)</p>
2-27	<p>(2) 一般建築物の耐震化 (略)</p> <p>①耐震化促進対策 (略)</p> <p>□市の支援制度の活用促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市で実施している「簡易耐震診断」、「既存建築物耐震診断・耐震改修補助金制度」及び「住宅改修補助金制度」のより一層の活用に向けて市民への周知を図る。</p> </div> <p>(略)</p>	<p>(2) 一般建築物の耐震化 (略)</p> <p>①耐震化促進対策 (略)</p> <p>□市の支援制度の活用促進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市で実施している「簡易耐震診断」、「既存建築物耐震診断補助金制度」及び「住宅改修補助金制度」のより一層の活用に向けて市民への周知を図る。</p> </div> <p>(略)</p>

[第2編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改正案	現行																																																																																
2-27 (続き)	<p>□関係情報の公開</p> <p>窓口やホームページにおいて耐震診断や耐震改修の補助制度、税制特例、技術的情報等を提供する。</p> <p>(略)</p>	<p>□関係情報の公開</p> <p>窓口やホームページにおいて耐震診断の補助制度や耐震改修に関する融資制度、税制特例、技術的情報等を提供する。</p> <p>(略)</p>																																																																																
2-60	<p>第2節 震災に強い防災体制の整備</p>	<p>第2節 震災に強い防災体制の整備</p>																																																																																
2-63	<p>第1 災害活動体制の整備</p>	<p>第1 災害活動体制の整備</p>																																																																																
2-66	<p>1.4 広域応援協力体制の充実</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>本市及びその周辺に大規模地震が発生した場合、本市の通常の防災体制のみでは、発生災害のすべてに対応できないことが予想される。</p> <p>また、地震災害時に防災体制が円滑に機能するためには、平常時の訓練や情報交換とともに、職員の資質や危機意識の向上を図る必要がある。</p> <p>このため、地震災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。</p> <p>(略)</p>	<p>1.4 広域応援協力体制の充実</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>本市及びその周辺に大規模地震が発生した場合、本市の通常の防災体制のみでは、発生災害のすべてに対応できないことが予想される。</p> <p>このため、地震災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援体制の整備を推進する。</p> <p>(略)</p>																																																																																
2-66	<p>(1) 国・自治体間の相互応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>■災害時における相互応援協定(国・自治体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定締結先</th> <th>協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県高崎市</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>S60.8.3</td> <td>地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援</td> <td>資料1.6参照</td> </tr> <tr> <td>さいたま市(旧大宮市)</td> <td>災害時の避難場所相互利用に関する協定</td> <td>H8.8.1</td> <td>災害発生時に川越市及びさいたま市の指定避難場所をそれぞれの市民が相互利用できる</td> <td>資料1.7参照</td> </tr> <tr> <td>坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>H10.6.1</td> <td>災害が発生し被災市町独自では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し救援活動を遂行する</td> <td>資料1.8参照</td> </tr> <tr> <td>福島県棚倉町</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>H11.1.25</td> <td>地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援</td> <td>資料1.9参照</td> </tr> <tr> <td>川越公園管理事務所</td> <td>災害時における防災施設の運営に関する協定</td> <td>H11.3.24</td> <td>川越(水上)公園内の防災施設の有効活用</td> <td>資料1.10参照</td> </tr> <tr> <td>東京都八王子市</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>H15.1.22</td> <td>地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援</td> <td>資料1.11参照</td> </tr> <tr> <td>中核市災害相互応援協定締結市</td> <td>中核市災害相互応援協定</td> <td>H15.9.1</td> <td>災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、応急対策及び復旧対策を遂行する</td> <td>資料1.12参照</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60.8.3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.6参照	さいたま市(旧大宮市)	災害時の避難場所相互利用に関する協定	H8.8.1	災害発生時に川越市及びさいたま市の指定避難場所をそれぞれの市民が相互利用できる	資料1.7参照	坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町	災害時における相互応援に関する協定	H10.6.1	災害が発生し被災市町独自では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し救援活動を遂行する	資料1.8参照	福島県棚倉町	災害時における相互応援に関する協定	H11.1.25	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.9参照	川越公園管理事務所	災害時における防災施設の運営に関する協定	H11.3.24	川越(水上)公園内の防災施設の有効活用	資料1.10参照	東京都八王子市	災害時における相互応援に関する協定	H15.1.22	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.11参照	中核市災害相互応援協定締結市	中核市災害相互応援協定	H15.9.1	災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、応急対策及び復旧対策を遂行する	資料1.12参照	<p>(1) ____自治体間の相互応援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>■災害時における相互応援協定(____自治体)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定締結先</th> <th>協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県高崎市</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>S60.8.3</td> <td>地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援</td> <td>資料1.6参照</td> </tr> <tr> <td>さいたま市(旧大宮市)</td> <td>災害時の避難場所相互利用に関する協定</td> <td>H8.8.1</td> <td>災害発生時に川越市及びさいたま市の指定避難場所をそれぞれの市民が相互利用できる</td> <td>資料1.7参照</td> </tr> <tr> <td>坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>H10.6.1</td> <td>災害が発生し被災市町独自では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し救援活動を遂行する</td> <td>資料1.8参照</td> </tr> <tr> <td>福島県棚倉町</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>H11.1.25</td> <td>地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援</td> <td>資料1.9参照</td> </tr> <tr> <td>川越公園管理事務所</td> <td>災害時における防災施設の運営に関する協定</td> <td>H11.3.24</td> <td>川越(水上)公園内の防災施設の有効活用</td> <td>資料1.10参照</td> </tr> <tr> <td>東京都八王子市</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>H15.1.22</td> <td>地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援</td> <td>資料1.11参照</td> </tr> <tr> <td>中核市災害相互応援協定締結市</td> <td>中核市災害相互応援協定</td> <td>H15.9.1</td> <td>災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、応急対策及び復旧対策を遂行する</td> <td>資料1.12参照</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60.8.3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.6参照	さいたま市(旧大宮市)	災害時の避難場所相互利用に関する協定	H8.8.1	災害発生時に川越市及びさいたま市の指定避難場所をそれぞれの市民が相互利用できる	資料1.7参照	坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町	災害時における相互応援に関する協定	H10.6.1	災害が発生し被災市町独自では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し救援活動を遂行する	資料1.8参照	福島県棚倉町	災害時における相互応援に関する協定	H11.1.25	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.9参照	川越公園管理事務所	災害時における防災施設の運営に関する協定	H11.3.24	川越(水上)公園内の防災施設の有効活用	資料1.10参照	東京都八王子市	災害時における相互応援に関する協定	H15.1.22	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.11参照	中核市災害相互応援協定締結市	中核市災害相互応援協定	H15.9.1	災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、応急対策及び復旧対策を遂行する	資料1.12参照
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																																																														
群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60.8.3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.6参照																																																																														
さいたま市(旧大宮市)	災害時の避難場所相互利用に関する協定	H8.8.1	災害発生時に川越市及びさいたま市の指定避難場所をそれぞれの市民が相互利用できる	資料1.7参照																																																																														
坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町	災害時における相互応援に関する協定	H10.6.1	災害が発生し被災市町独自では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し救援活動を遂行する	資料1.8参照																																																																														
福島県棚倉町	災害時における相互応援に関する協定	H11.1.25	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.9参照																																																																														
川越公園管理事務所	災害時における防災施設の運営に関する協定	H11.3.24	川越(水上)公園内の防災施設の有効活用	資料1.10参照																																																																														
東京都八王子市	災害時における相互応援に関する協定	H15.1.22	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.11参照																																																																														
中核市災害相互応援協定締結市	中核市災害相互応援協定	H15.9.1	災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、応急対策及び復旧対策を遂行する	資料1.12参照																																																																														
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																																																														
群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60.8.3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.6参照																																																																														
さいたま市(旧大宮市)	災害時の避難場所相互利用に関する協定	H8.8.1	災害発生時に川越市及びさいたま市の指定避難場所をそれぞれの市民が相互利用できる	資料1.7参照																																																																														
坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町	災害時における相互応援に関する協定	H10.6.1	災害が発生し被災市町独自では十分な応急措置ができない場合、相互に協力し救援活動を遂行する	資料1.8参照																																																																														
福島県棚倉町	災害時における相互応援に関する協定	H11.1.25	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.9参照																																																																														
川越公園管理事務所	災害時における防災施設の運営に関する協定	H11.3.24	川越(水上)公園内の防災施設の有効活用	資料1.10参照																																																																														
東京都八王子市	災害時における相互応援に関する協定	H15.1.22	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料1.11参照																																																																														
中核市災害相互応援協定締結市	中核市災害相互応援協定	H15.9.1	災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、応急対策及び復旧対策を遂行する	資料1.12参照																																																																														

[第2編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改正案					現行				
2-66 (続き)	埼玉県、 県内全市町村	災害時における 埼玉県内市町村 相互応援に関する 基本協定	H19.5.1	・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整 ・施設の提供・応急教育の受入	資料 1.14 参照	埼玉県、 県内全市町村	災害時における 埼玉県内市町村 相互応援に関する 基本協定	H19.5.1	・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整 ・施設の提供・応急教育の受入	資料 1.14 参照
	国土交通省 関東地方整備局	災害時における 情報交換に関する 協定	H.23.2.1	災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。	資料 1.40 参照					
	(略)					(略)				
2-67	(4) 公共的団体との協力体制の確立 (略)					(4) 公共的団体との協力体制の確立 (略)				
2-68	■災害時における相互応援協定（公共的団体）					■災害時における相互応援協定（公共的団体）				
	協定締結先	協定名称	締結年月日	協定の内容	備考	協定締結先	協定名称	締結年月日	協定の内容	備考
	社団法人 川越市医師会	災害時の医療 救護活動に関する協定	S61.9.26	大規模な災害が発生した場合における医療救護活動	資料 1.20 参照	社団法人 川越市医師会	災害時の医療 救護活動に関する協定	S61.9.26	大規模な災害が発生した場合における医療救護活動	資料 1.20 参照
	(社)埼玉県 宅地建物取引業 協会 埼玉西部支部	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	H17.7.1	災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援	資料 1.21 参照	(社)埼玉県 宅地建物取引業 協会 埼玉西部支部	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	H17.7.1	災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援	資料 1.21 参照
	川越市 建設産業団体連 合会	災害時における応急復旧作業に関する協定	H18.4.27	災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施	資料 1.22 参照	川越市 建設産業団体連 合会	災害時における応急復旧作業に関する協定	H18.4.27	災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施	資料 1.22 参照
	いるま野 農業協同組合	災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	H18.7.7	災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等	資料 1.23 参照	いるま野 農業協同組合	災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	H18.7.7	災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等	資料 1.23 参照
	埼玉弁護士会 川越支部	災害時における特別法律相談に関する協定	H18.7.7	災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施	資料 1.24 参照	埼玉弁護士会 川越支部	災害時における特別法律相談に関する協定	H18.7.7	災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施	資料 1.24 参照
	社団法人 川越市医師会	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	H.22.3.26	医療救護活動に使用する医薬品等を医療機関に分散配置し、「ランニング備蓄方式」により備蓄管理する。	資料 1.25 -2 参照					
	公益社団法人 埼玉県接骨師会 川越支部	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	H.24.9.3	大規模な災害が発生した場合における傷病者に対する応急処置活動	資料 1.26 参照					

[第2編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改正案	現行																																																																																																				
2-68 (続き)	<p>(5) 事業者との協力体制の確立</p> <p>大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を、平常時に確立しておく。併せて、石油類燃料等についても応急対策業務に必要な車両や避難所、防災用資機材の稼働に必要なため、市内石油販売事業者の協力を得られる体制を、平常時に確立しておく。</p> <p>本市と事業者との協力に関する協定の締結状況は、以下のとおりである。</p> <p>■災害時における相互応援協定（事業者）</p> <table border="1" data-bbox="261 730 1377 1900"> <thead> <tr> <th>協定締結先</th> <th>協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉冷蔵倉庫(株)</td> <td>災害時における水の供給及び備蓄品の保管に関する協定</td> <td>S61.4.1</td> <td>災害時における水の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管</td> <td>資料 1.25 参照</td> </tr> <tr> <td>㈱クワ三星堂川越営業所 ㈱スズケン川越支店 アールフレッシュ川越支店</td> <td>災害用医薬品等備蓄・供給業務に関する協定</td> <td>S62.4.1</td> <td>災害時における医薬品の確保を図るため、医薬品業者(3社)に対し、医薬品の備蓄、供給を委託するもの</td> <td>資料 1.26 参照</td> </tr> <tr> <td>西武米穀(株) 伊藤米穀(株)</td> <td>災害時等における精米の優先供給に関する協定</td> <td>H6.3.22</td> <td>災害時等における精米の優先供給</td> <td>資料 1.27 参照</td> </tr> <tr> <td>朝日航洋(株)</td> <td>災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定</td> <td>H7.3.27</td> <td>ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用</td> <td>資料 1.28 参照</td> </tr> <tr> <td>(株)セレスポ</td> <td>震災時における緊急設備支援に関する協定</td> <td>H8.7.9</td> <td>地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援</td> <td>資料 1.29 参照</td> </tr> <tr> <td>朝日自動車㈱、川越乗用自動車㈱、西武ハイヤー㈱、練馬タクシー㈱、富士見ハイヤー(有)、三共交通(有)、川越交通(有)、初雁交通㈱、東上ハイヤー㈱</td> <td>災害時の情報提供等に関する協定</td> <td>H9.12.18</td> <td>災害発生時に、タクシーからの情報提供とタクシーの優先利用</td> <td>資料 1.30 参照</td> </tr> <tr> <td>三国コカ・コーラ ボトリング㈱</td> <td>災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定</td> <td>H16.12.22</td> <td>災害時等における飲料水の優先的な供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等</td> <td>資料 1.31 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県電気工事工業組合</td> <td>災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定</td> <td>H21.3.30</td> <td>災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援</td> <td>資料 1.32 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県石油商業組合 川越支部</td> <td>災害時における燃料等の優先供給に関する協定</td> <td>H24.6.25</td> <td>災害時における燃料等の優先供給</td> <td>資料 1.33 参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における水の供給及び備蓄品の保管に関する協定	S61.4.1	災害時における水の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管	資料 1.25 参照	㈱クワ三星堂川越営業所 ㈱スズケン川越支店 アールフレッシュ川越支店	災害用医薬品等備蓄・供給業務に関する協定	S62.4.1	災害時における医薬品の確保を図るため、医薬品業者(3社)に対し、医薬品の備蓄、供給を委託するもの	資料 1.26 参照	西武米穀(株) 伊藤米穀(株)	災害時等における精米の優先供給に関する協定	H6.3.22	災害時等における精米の優先供給	資料 1.27 参照	朝日航洋(株)	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	H7.3.27	ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用	資料 1.28 参照	(株)セレスポ	震災時における緊急設備支援に関する協定	H8.7.9	地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援	資料 1.29 参照	朝日自動車㈱、川越乗用自動車㈱、西武ハイヤー㈱、練馬タクシー㈱、富士見ハイヤー(有)、三共交通(有)、川越交通(有)、初雁交通㈱、東上ハイヤー㈱	災害時の情報提供等に関する協定	H9.12.18	災害発生時に、タクシーからの情報提供とタクシーの優先利用	資料 1.30 参照	三国コカ・コーラ ボトリング㈱	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	H16.12.22	災害時等における飲料水の優先的な供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等	資料 1.31 参照	埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21.3.30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料 1.32 参照	埼玉県石油商業組合 川越支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	H24.6.25	災害時における燃料等の優先供給	資料 1.33 参照	<p>(5) 事業者との協力体制の確立</p> <p>大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を、平常時に確立しておく。</p> <p>本市と事業者との協力に関する協定の締結状況は、以下のとおりである。</p> <p>■災害時における相互応援協定（事業者）</p> <table border="1" data-bbox="1602 730 2718 1900"> <thead> <tr> <th>協定締結先</th> <th>協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉冷蔵倉庫(株)</td> <td>災害時における水の供給及び備蓄品の保管に関する協定</td> <td>S61.4.1</td> <td>災害時における水の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管</td> <td>資料 1.25 参照</td> </tr> <tr> <td>㈱クワ三星堂川越営業所 ㈱スズケン川越支店 アールフレッシュ川越支店</td> <td>災害用医薬品等備蓄・供給業務に関する協定</td> <td>S62.4.1</td> <td>災害時における医薬品の確保を図るため、医薬品業者(3社)に対し、医薬品の備蓄、供給を委託するもの</td> <td>資料 1.26 参照</td> </tr> <tr> <td>西武米穀(株) 伊藤米穀(株)</td> <td>災害時等における精米の優先供給に関する協定</td> <td>H6.3.22</td> <td>災害時等における精米の優先供給</td> <td>資料 1.27 参照</td> </tr> <tr> <td>朝日航洋(株)</td> <td>災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定</td> <td>H7.3.27</td> <td>ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用</td> <td>資料 1.28 参照</td> </tr> <tr> <td>(株)セレスポ</td> <td>震災時における緊急設備支援に関する協定</td> <td>H8.7.9</td> <td>地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援</td> <td>資料 1.29 参照</td> </tr> <tr> <td>朝日自動車㈱、川越乗用自動車㈱、西武ハイヤー㈱、練馬タクシー㈱、富士見ハイヤー(有)、三共交通(有)、川越交通(有)、初雁交通㈱、東上ハイヤー㈱</td> <td>災害時の情報提供等に関する協定</td> <td>H9.12.18</td> <td>災害発生時に、タクシーからの情報提供とタクシーの優先利用</td> <td>資料 1.30 参照</td> </tr> <tr> <td>三国コカ・コーラ ボトリング㈱</td> <td>災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定</td> <td>H16.12.22</td> <td>災害時等における飲料水の優先的な供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等</td> <td>資料 1.31 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県電気工事工業組合</td> <td>災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定</td> <td>H21.3.30</td> <td>災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援</td> <td>資料 1.32 参照</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における水の供給及び備蓄品の保管に関する協定	S61.4.1	災害時における水の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管	資料 1.25 参照	㈱クワ三星堂川越営業所 ㈱スズケン川越支店 アールフレッシュ川越支店	災害用医薬品等備蓄・供給業務に関する協定	S62.4.1	災害時における医薬品の確保を図るため、医薬品業者(3社)に対し、医薬品の備蓄、供給を委託するもの	資料 1.26 参照	西武米穀(株) 伊藤米穀(株)	災害時等における精米の優先供給に関する協定	H6.3.22	災害時等における精米の優先供給	資料 1.27 参照	朝日航洋(株)	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	H7.3.27	ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用	資料 1.28 参照	(株)セレスポ	震災時における緊急設備支援に関する協定	H8.7.9	地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援	資料 1.29 参照	朝日自動車㈱、川越乗用自動車㈱、西武ハイヤー㈱、練馬タクシー㈱、富士見ハイヤー(有)、三共交通(有)、川越交通(有)、初雁交通㈱、東上ハイヤー㈱	災害時の情報提供等に関する協定	H9.12.18	災害発生時に、タクシーからの情報提供とタクシーの優先利用	資料 1.30 参照	三国コカ・コーラ ボトリング㈱	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	H16.12.22	災害時等における飲料水の優先的な供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等	資料 1.31 参照	埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21.3.30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料 1.32 参照					
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																																																																																		
埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における水の供給及び備蓄品の保管に関する協定	S61.4.1	災害時における水の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管	資料 1.25 参照																																																																																																		
㈱クワ三星堂川越営業所 ㈱スズケン川越支店 アールフレッシュ川越支店	災害用医薬品等備蓄・供給業務に関する協定	S62.4.1	災害時における医薬品の確保を図るため、医薬品業者(3社)に対し、医薬品の備蓄、供給を委託するもの	資料 1.26 参照																																																																																																		
西武米穀(株) 伊藤米穀(株)	災害時等における精米の優先供給に関する協定	H6.3.22	災害時等における精米の優先供給	資料 1.27 参照																																																																																																		
朝日航洋(株)	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	H7.3.27	ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用	資料 1.28 参照																																																																																																		
(株)セレスポ	震災時における緊急設備支援に関する協定	H8.7.9	地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援	資料 1.29 参照																																																																																																		
朝日自動車㈱、川越乗用自動車㈱、西武ハイヤー㈱、練馬タクシー㈱、富士見ハイヤー(有)、三共交通(有)、川越交通(有)、初雁交通㈱、東上ハイヤー㈱	災害時の情報提供等に関する協定	H9.12.18	災害発生時に、タクシーからの情報提供とタクシーの優先利用	資料 1.30 参照																																																																																																		
三国コカ・コーラ ボトリング㈱	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	H16.12.22	災害時等における飲料水の優先的な供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等	資料 1.31 参照																																																																																																		
埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21.3.30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料 1.32 参照																																																																																																		
埼玉県石油商業組合 川越支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	H24.6.25	災害時における燃料等の優先供給	資料 1.33 参照																																																																																																		
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																																																																																		
埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における水の供給及び備蓄品の保管に関する協定	S61.4.1	災害時における水の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管	資料 1.25 参照																																																																																																		
㈱クワ三星堂川越営業所 ㈱スズケン川越支店 アールフレッシュ川越支店	災害用医薬品等備蓄・供給業務に関する協定	S62.4.1	災害時における医薬品の確保を図るため、医薬品業者(3社)に対し、医薬品の備蓄、供給を委託するもの	資料 1.26 参照																																																																																																		
西武米穀(株) 伊藤米穀(株)	災害時等における精米の優先供給に関する協定	H6.3.22	災害時等における精米の優先供給	資料 1.27 参照																																																																																																		
朝日航洋(株)	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	H7.3.27	ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用	資料 1.28 参照																																																																																																		
(株)セレスポ	震災時における緊急設備支援に関する協定	H8.7.9	地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援	資料 1.29 参照																																																																																																		
朝日自動車㈱、川越乗用自動車㈱、西武ハイヤー㈱、練馬タクシー㈱、富士見ハイヤー(有)、三共交通(有)、川越交通(有)、初雁交通㈱、東上ハイヤー㈱	災害時の情報提供等に関する協定	H9.12.18	災害発生時に、タクシーからの情報提供とタクシーの優先利用	資料 1.30 参照																																																																																																		
三国コカ・コーラ ボトリング㈱	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	H16.12.22	災害時等における飲料水の優先的な供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等	資料 1.31 参照																																																																																																		
埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21.3.30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料 1.32 参照																																																																																																		

[第 2 編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改正案	現行
2-69	<p>第 2 災害情報収集・伝達体制の整備</p> <p>2.1 災害情報連絡体制の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害情報ネットワークの構築</p> <p>(略)</p>	<p>第 2 災害情報収集・伝達体制の整備</p> <p>2.1 災害情報連絡体制の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害情報ネットワークの構築</p> <p>(略)</p>
2-70	<p>■本市に係る情報連絡網</p> <p>(略)</p>	<p>■本市に係る情報連絡網</p> <p>(略)</p>

[第2編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改 正 案	現 行
2-71	<p>(3) 通信連絡方法の整備</p> <p>通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用して行うよう体制の整備を図る。</p> <p>また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話(衛星携帯電話を含む。)等の通信手段の活用を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 通信連絡方法の整備</p> <p>通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びファクシミリを使用して行うよう体制の整備を図る。</p> <p>また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話()等の通信手段の活用を図る。</p> <p>(略)</p>
2-73	<p>2.3 通信施設の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課、管財課】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災行政無線の整備・充実</p> <p><u>① 防災行政無線の整備方針</u></p> <p><u>既存の防災行政無線(固定系)のデジタル化の整備を推進する。当面の目標として固定系無線のデジタル化を平成34年度末までに行う。移動系防災行政無線(移動系)に関しても、可能な限り早期にデジタル化を行う。</u></p> <p><u>② 防災拠点への配備</u></p> <p>(略)</p> <p><u>③ 防災行政無線の配置見直し</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その他の情報通信設備の整備</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報発信・広報に活用する機器 同報通信機能を有するファクシミリ通信 ○ 双方向の情報通信に活用する施設・機器 <u>パソコン通信(インターネット・ホームページの整備)</u> ○ 主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器 携帯情報端末、<u>衛星携帯電話</u> </div> <p>(略)</p>	<p>2.3 通信施設の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課、管財課】</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災行政無線の整備・充実</p> <hr/> <hr/> <p><u>① 防災拠点への配備</u></p> <p>本市は、防災行政無線の整備を進めており、平常時における行政放送、地震災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行ってきたが、今後、防災中枢拠点と地域防災拠点、拠点避難所等との通信を確実なものとするため、これらの施設への移動系防災行政無線の配備を検討する。</p> <p><u>② 防災行政無線の配置見直し</u></p> <p>避難情報等の災害情報や平常時の災害情報を適時市民に提供するために、新たな宅地の形成動向をかんがみ、防災行政無線(固定系)の配置箇所を適宜検討し、必要に応じて設置箇所の増設、移動等を行う。</p> <p>また、地域防災拠点に位置づけられている各地区の施設には、防災行政無線(移動系)を設置し、災害時に情報収集、連絡を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) その他の情報通信設備の整備</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報発信・広報に活用する機器 同報通信機能を有するファクシミリ通信 ○ 双方向の情報通信に活用する施設・機器 <u>パソコン通信(インターネット・ホームページの整備)</u> ○ 主として災害時に被災地情報を迅速に収集する機器 携帯情報端末、 </div> <p>(略)</p>

[第 2 編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改 正 案	現 行
2-116 2-126	<p>第 3 節 市民と行政の協働による防災対策 第 3 防災組織の育成・強化 3.1 自主防災組織の育成・強化</p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理課、消防組合】</p> <p>(略)</p>	<p>第 3 節 市民と行政の協働による防災対策 第 3 防災組織の育成・強化 3.1 自主防災組織の育成・強化</p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理課、消防組合】</p> <p>(略)</p>
2-127	<p>(2) 自主防災組織の整備</p> <p>① 組織づくり</p> <p>自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合、防災に関する NPO 等の組織で編成していくことが望ましい。</p> <p>また、大規模な地震などの災害に対処するために、各地区が協力連携して効果的な活動を行うように自主防災会連絡会を設置する。地域防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、市は、当該地区の市民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行い組織づくりを働きかける。</p> <p>なお、本市の総合計画では、防災体制の整備の根幹の一つとして自主防災組織の結成率を平成 27 年度までに 90% に高めるとしているが、平成 24 年 10 月 1 日現在、175 組織が結成され、結成率は 69.2% となっている。</p> <p>そのため、今後とも、自主防災組織の結成を計画的・積極的に促進する必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 自主防災組織の整備</p> <p>① 組織づくり</p> <p>自主防災組織は、地域の連帯意識に基づいたコミュニティ活動の一環として位置づける。このため自主防災組織は、自治会やマンションの管理組合、防災に関する NPO 等の組織で編成していくことが望ましい。</p> <p>また、大規模な地震などの災害に対処するために、各地区が協力連携して効果的な活動を行うように自主防災会連絡会を設置する。地域防災組織は、防災意識の高まりなど地域住民の組織づくりに関する意識が基本となることから、市は、当該地区の市民に対し情報や知識の提供など啓発活動を積極的に行い組織づくりを働きかける。</p> <p>なお、本市の総合計画では、防災体制の整備の根幹の一つとして自主防災組織の結成率を平成 22 年度までに 80% に高めるとしているが、平成 20 年 10 月 1 日現在、145 組織が結成され、結成率は 60.9% となっている。</p> <p>そのため、今後とも、自主防災組織の結成を計画的・積極的に促進する必要がある。</p> <p>(略)</p>

[第 2 編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改正案	現行
2-147 2-202 2-219 2-220	<p>第 3 章 震災応急対策計画 第 2 節 発災初期における災害応急対策活動 第 4 広報活動 4. 2 初動期の広報</p> <p style="text-align: right;">【広報班、情報処理班】</p> <p>(略)</p>	<p>第 3 章 震災応急対策計画 第 2 節 発災初期における災害応急対策活動 第 4 広報活動 4. 2 初動期の広報</p> <p style="text-align: right;">【広報班、情報処理班】</p> <p>(略)</p>
2-221	<p>(2) 初動期の広報手段</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○防災行政無線による広報 本市の震度計が震度 4 以上を計測した場合、震度に応じた放送を自動的に実施する。</p> <p>○広報車 原則として本市所有の広報車を使用する。 ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、その他の関係機関の協力を要請する。</p> <p>○市のホームページ、防災情報メール、緊急速報エリアメール（緊急速報メール）、ツイッター、災害情報ブログ</p> <p>○報道機関による広報 報道機関への放送要請は、原則、埼玉県を介して実施する。</p> <p>○拠点広報 避難所、出張所等へ掲出する。</p> <p>○その他広報手段 ハンドマイク、口頭等により適宜実施する。</p> </div> <p>(略)</p>	<p>(2) 初動期の広報手段</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○防災行政無線による広報 本市の震度計が震度 4 以上を計測した場合、震度に応じた放送を自動的に実施する。</p> <p>○広報車 原則として本市所有の広報車を使用する。 ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、警察、消防、その他の関係機関の協力を要請する。</p> <p>○市のホームページ、_____</p> <p>○報道機関による広報 報道機関への放送要請は、原則、埼玉県を介して実施する。</p> <p>○拠点広報 避難所、出張所等へ掲出する。</p> <p>○その他広報手段 ハンドマイク、口頭等により適宜実施する。</p> </div> <p>(略)</p>

[第 2 編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[その他の改正事項]

ページ	改正案	現行
2-248	<p>第 1 1 二次災害の防止</p>	<p>第 1 1 二次災害の防止</p>
2-249	<p>1 1. 2 民間建物の応急危険度判定</p>	<p>1 1. 2 民間建物の応急危険度判定</p>
	<p style="text-align: right;">【建築指導班】</p>	<p style="text-align: right;">【建築指導班】</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
2-249	<p>(1) 被災建築物応急危険度判定</p>	<p>(1) 被災建築物応急危険度判定</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p><input type="checkbox"/>被災度区分判定調査</p>	<p><input type="checkbox"/>被災度区分判定調査</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。</p> <p>併せて、「応急危険度判定にあたってのアスベスト対応マニュアル」に基づく調査・対応を行う。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。</p> </div>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
2-251	<p>1 1. 4 危険物等による二次災害防止活動（環境汚染対策を含む。）</p>	<p>1 1. 4 危険物等による二次災害防止活動（環境汚染対策を含む。）</p>
	<p style="text-align: right;">【消防組合、医療班、環境保全班】</p>	<p style="text-align: right;">【消防組合、医療班、環境保全班】</p>
2-252	<p>(2) 個別応急復旧方針</p>	<p>(2) 個別応急復旧方針</p>
	<p>①～⑤ (略)</p>	<p>①～⑤ (略)</p>
2-253	<p>⑥ 有害化学物質等による汚染防止対策</p>	<p>⑥</p>
	<p><input type="checkbox"/>環境保全課</p>	<p><input type="checkbox"/>環境保全課</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害に伴う有害物質の漏えい等により、人の健康及び生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合は、「大気関係事故時の対応マニュアル」及び「異常水質事故対応マニュアル」等に基づき、その施設等の責任者に迅速適格な情報を環境保全課に連絡させるとともに、被害の拡大防止のための応急措置を講ずるよう指示する。</p> </div>	
	<p>⑦石綿使用被災建築物等飛散防止対策</p>	<p>⑦</p>
	<p><input type="checkbox"/>環境保全課</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>石綿（アスベスト）が使用されている建築物等が災害により被害を受け、石綿が風等によって飛散するおそれがある場合は、「川越市アスベスト対策初動マニュアル」及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に従い、その建築物の持ち主等に飛散防止措置を要請する。</p> </div>	